

「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」について

学位プログラムの現状と課題

【定義】

- ✓ 「学位プログラム」とは、大学等において、学生に学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力が明示され、それを修得させるように体系的に設計された教育プログラム。

【現状】

- ✓ 学生の所属する組織 = 教員が所属する組織 = 提供される学位プログラムの一対一の関係が原則。

【課題】

- ✓ 急速な学術研究の推進や大学教育に対する社会的ニーズ等の変遷や、研究上の要請や教育上の要請に必ずしも柔軟に対応できていない。
- ✓ 組織間の協力や資源の結集が困難となり、境界領域や学際領域の教育に機動的に対応できない。

○ 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（抜粋）

大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされているが、大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」を新たな類型として設置可能とする。

既存の学部・研究科等の教育資源を活用して分野横断的な教育課程を編成し、その修了者に学位を授与することが可能な「学部等連係課程実施基本組織※」を設置可能とするため、大学設置基準、大学院設置基準及び短期大学設置基準等の一部を改正。

※ 4年制大学の場合。大学院の場合は研究科等連係課程実施基本組織、短期大学の場合は学科連係課程実施学科。以下同じ。

学部等連係課程実施基本組織の位置づけ

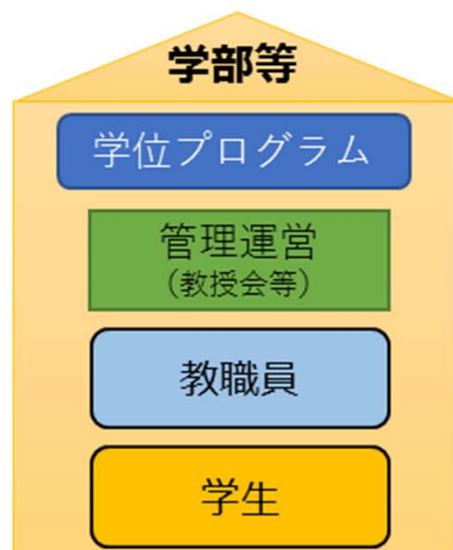
- ✓ 大学は、**分野横断的な教育課程を実施する上で特に必要**があり、**教育研究に支障がないと認められる場合には、複数の既存学部等**※（以下「連係協力学部等」という。）**との緊密な連係及び協力の下、それらが有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて学部等連係課程実施基本組織を置くことができるものとする。** ※学部等：大学の学部及び学部以外の基本組織、大学院の研究科及び研究科以外の基本組織並びに短期大学の学科をいう。以下同じ。

制度イメージ

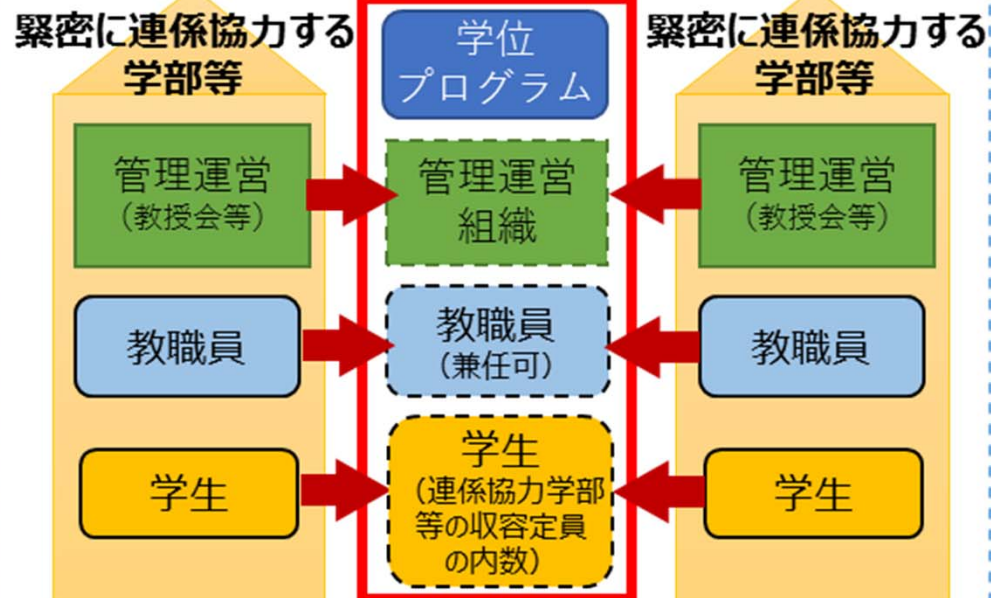
※学部段階(学部等連係課程実施基本組織)の例

【従来の学位プログラム】

学生の所属する組織 =
教員が所属する組織 =
学位プログラムの一対一の関係



【学部等連係課程実施基本組織】



学内資源を活用して学部横断的な教育を実現

教員組織

- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等の**専任教員は、類似する学部等の場合と同じ数を置くものとする。ただし、教育研究に支障を生じない場合には、連係協力学部等の専任教員が兼ねることができるものとする。**（兼任）

※ 新たな学位プログラムの実施に当たっては、各大学等においては一層、各個々の教員の勤務状況を適切に把握し、当該教員の勤務環境に十分に配慮するとともに、各従事比率（エフォート）の管理等を通じて、各当該教員の教育研究に支障が生じることがないように、各適切な措置を講じることが求められる。（施行通知において周知）

専任教員数、校舎面積、附属施設

- ✓ 学部等連係課程実施基本組織の**専任教員数、校舎の面積及び附属施設の基準は、連係協力学部等の全てがそれぞれ基準を満たせば足りるものとする。**

収容定員

- ✓ 学部等連係課程実施基本組織の**収容定員は、連係協力学部等の収容定員の内数**とし、当該組織ごとに学則において定めるものとする。
- ✓ 各連係協力学部等の収容定員のうち**学部等連係課程実施基本組織等の収容定員として活用する内訳についてもあらかじめ定める**ものとし、入学希望者や在学生等が混乱することのないよう募集要項や学部則等において明示するものとする（施行通知において周知）

学生組織

- ✓ 学生の学籍管理については、**所属する学部等連係課程実施基本組織等において行うことのほか、各連係協力学部等において行うことや当該組織等と連係協力学部等とが共同して行うことなどが想定**されるが、各大学等において適切に判断。（施行通知において周知）
- ✓ また、各大学等においては、**所属する学部等連係課程実施基本組織等に対する学生の所属意識を醸成するための取組が期待**される。（施行通知において周知）

設置手続

- ✓ 学部等の設置の場合と同様に、学部等関係課程実施基本組織の設置が、**大学が授与する学位の分野等の変更を伴う場合には認可**、**伴わない場合には届出**の対象となる。
- ✓ 当該基本組織等が学内資源を活用して設置されることに鑑み、当該基本組織等の設置を柔軟かつ機動的に行うことができるよう、届出設置の場合については**提出書類を軽減するとともに届出期間を短縮**する。

設置の種類	学部等の場合	学部等関係課程実施基本組織の場合
当該大学の授与する学位の分野等の変更を伴う設置	認可	認可
当該大学の授与する学位の分野等の変更を伴わない設置	届出	届出

- 提出書類：「校地校舎等の図面」「教員個人調書」「教員就任承諾書」を提出不要に
- 届出期間：開設前年度の12月末 → 開設2か月前

質保証、教学管理体制

- ✓ 大学は、**学部等関係課程実施基本組織を設置する際には、学位プログラムごとに3つのポリシーを定め、これに基づき教育活動を行うことが望ましい。**
- ✓ 関係協力学部等と連携して管理運営組織（委員会等）を設け、学生への学位に関する審査、教育指導、成績評価等を実施するなど、責任ある**教学管理体制を整備**することが極めて重要。（いずれも施行通知において周知。）